

令和 7 年度
石垣市序舎自動販売機設置事業者
募集要項

令和 7 年 2 月

石垣市総務部契約管財課

1 目的

この要項は、石垣市役所庁舎内において、施設利用者が利用する自動販売機の設置予定事業者(以下「設置事業者」という。)を公募型見積合わせにより選定するため、必要な手続きを定めるものである。設置事業者の募集に参加する者は、この募集要項及び仕様書を確認し、次の各事項を承知の上、申し込みするものとする。

2 募集内容

(1) 事業名

石垣市庁舎自動販売機設置

(2) 公募物件

物件番号	施設名称	設置場所	台数	貸付面積
①	石垣市役所 庁舎	2階自動販売機コーナー (屋内)	1台	1.00 m ² 自販機:幅 1.2m×奥行 0.7m以内 ※現在、設置有り
②	石垣市役所 庁舎	2階自動販売機コーナー (屋内)	1台	1.00 m ² 自販機:幅 1.2m×奥行 0.7m以内 ※現在、設置有り
③	石垣市役所 庁舎	2階自動販売機コーナー (屋内)	1台	1.00 m ² 自販機:幅 1.2m×奥行 0.7m以内 ※現在、設置有り
④	石垣市役所 庁舎	2階自動販売機コーナー (屋内)	1台	1.00 m ² 自販機:幅 1.09m×奥行 0.7m以内
⑤	石垣市役所 庁舎	2階自動販売機コーナー (屋内)	1台	1.00 m ² 自販機:幅 1.09m×奥行 0.7m以内 ※現在、設置有り
⑥	石垣市役所 庁舎	2階自動販売機コーナー (屋内)	1台	1.00 m ² 自販機:幅 1.09m×奥行 0.7m以内

※既に設置している事業者が申し込んだ場合には、そのままの場所を使用していただきます。

3 募集にあたっての主な条件

(1) 設置期間

許可日から令和 11 年 3 月 31 日まで

(2) 設置機器

①バリアフリー対応型機器または CO2 削減対応機を設置するものとする。

②1 事業者につき 1 台のみの応募受付とする。

(3) その他の条件

別紙「石垣市庁舎自動販売機設置仕様書」のとおりとする。

4 募集に参加する必要な資格

次に掲げる(1)から(3)のいずれかに該当し、(4)から(7)のすべての要件を満たした者に限り応募することができる。

(1) 市内に本店、支店又は営業所を有する法人

(2) 市内に住所を有する個人事業者等

(3) 市内に事務局を置く社会福祉法人、NPO 等

(4) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平 3 年法律第 77 号)第 2 条第 6 号に規定する暴力団員又は同条第 2 号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者でないこと。

(5) 会社更生法(平成 14 年法律第 154 号)、民事再生法(平成 11 年法律第 255 号)に基づく再生又は再生手続等を行っていないこと。

(6) 石垣市税等について滞納のないこと。

(7) 本要項記載の貸付条件及び法令等を遵守し、本事業を行う資力、能力等を有するもの

5 提出書類

この募集に参加を希望する者は、応募資格要件の審査を行うため、募集参加申込書及び資格を証する関係書類を提出すること。なお、登記簿と各証明書はいずれも発行後 3 箇月以内のもの(複写も可)に限る。

(1) 募集参加申込書

(2) 会社概要

(3) 誓約書(別記様式第 1 号)※石垣市暴力団排除措置要綱の規定に基づく誓約書

(4) 商業登記簿(履歴事項全部証明書)

(5) 印鑑証明書

(6) 義務履行証明書

6 募集参加申込書の受付※期限厳守

期 間:令和 8 年 2 月 20 日(金曜日)～令和 8 年 3 月 6 日(金曜日)まで
(土日は除く)

時 間:午前 9 時から午後 5 時まで(ただし、正午～午後 1 時は除く。)

場 所:石垣市字真栄里 672 番地 石垣市役所 2 階 契約管財課

提出方法:持参若しくは郵送(当日消印有効)に限る。

7 スケジュール

項目	日 程
申込期間	令和 8 年 2 月 20 日(金)～令和 8 年 3 月 6 日(金)
設置事業者の決定	令和 8 年 3 月 13 日(金)
設置調整期間	令和 8 年 3 月 13 日(金)～令和 8 年 3 月 27 日(金)
自販機設置期間	許可日～令和 11 年 3 月 31 日(火)

8 設置事業者の決定

- (1)販売手数料の割合が高い順に設置者を決定する。
- (2)販売手数料が同率となり既定枠を争った場合、くじにて設置者を決定する。
なお、くじについては石垣市が行う。
- (3)設置予定メーカーが他者と重なった場合、割合が高い者を選定する。
- (4)次のいずれかに該当するものは無効とする。
 - ① 応募した後に参加資格がないことが明らかになったとき
 - ② 設置者が自動販売機の設置を辞退したとき
 - ③ 指定した期日までに覚書を締結しないとき
 - ④ 法令等に違反する事項が生じたとき
- (5)選定結果については書面により通知する。

9 設置決定後の手続き

- (1)石垣市自動販売機設置許可申請書(様式第1号)の提出
- (2)募集参加のために提出された書類等記載された情報は、この選考事務にのみ使用するものとする。

○問合せ先

所在地:沖縄県石垣市字真栄里 672 番地

名 称:石垣市役所総務部契約管財課

電 話:0980-83-1924(直通)

F A X:0980-83-1427